

別紙

1 被処分者の所属、職名、氏名、年齢及び処分の内容

所属 ^{※1}	職名	氏名	年齢	処分の内容 ^{※2}
教育部	課長	A	50 歳代	戒告
教育部	課長補佐	B	50 歳代	戒告
総務部	課長	C	50 歳代	戒告
教育部	課長補佐	D	50 歳代	戒告

※1 処分対象者の所属はいずれも処分発令日現在です。

※2 戒告は、職員の義務違反に対し、任命権者が公務員関係における秩序を維持する目的をもって職員に課する懲戒処分のうち、その責任を確認し、将来を戒める処罰です。

2 非違行為の概要

市の公用車は、玉名市庁用自動車管理及び使用規程により管理責任者（庁用車が配置された課の長）の責任において適正に管理すべきところ、教育部において、これを怠って青少年の育成事業に従事する市民に公用車を運転させていたもの。

(1) 使用状況

- ① 車両の種類 小型貨物自動車（青色防犯パトロール車（通称「青パト」）
- ② 車検満了日 令和6年8月29日
- ③ 車検切れの期間 令和6年8月30日から12月18日まで
- ④ 使用期間 令和6年9月4日から10月30日まで
- ⑤ 使用日数 9日間
- ⑥ 使用人数 10人
- ⑦ 走行距離 348キロメートル

本行為は、地方公務員法第32条第1項（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び同法第29条第1項第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）に該当する。

3 処分年月日

令和7年5月28日